

日本大学学長 殿

誓約書

このたび、日本大学主催の 2021 年度交換留学・派遣留学に参加するに当たり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

全般的な事項

- 1 日本大学交換留学生募集要項・派遣留学生募集要項を確認の上、選考試験受験後、やむを得ない事情がない限り、辞退しないこと。
- 2 留学で発生する主な費用について理解し、事前に保証人等の経済的支援者の了解を得たうえで出願すること。
- 3 交換留学生・派遣留学生として留学するに当たり、本制度の目的と求める人物像、及び本学交換・派遣留学の特色を十分理解し、留学期間中はその目的を達成できるよう学業に専念すること。身体・精神上等の理由により、または授業出席回数や学業成績が派遣先大学の基準を下回る場合、あるいは派遣先大学での履修・生活状況が派遣留学生としての基準を満たさないと本学が判断した場合、途中帰国の措置をとることがあるので、これに従うこと。その際に発生する費用は自己負担とする。また、奨学金・補助金を受けての留学で渡航中止や途中帰国をした場合、奨学金・補助金の返還が発生した場合には、理由の如何を問わず速やかに返還すること。
- 4 留学生活に適応できる健康状態であること。また、既往歴や過去 10 年以内にメンタル面で通院履歴等がある場合は、必ず出願前に申告すること。(既往歴及び通院履歴等の情報は要配慮個人情報にあたります。)
- 5 選考試験結果に関する問合せについて、本学が応じられないことに了承すること。
- 6 交換留学生・派遣留学生候補者として選抜されることは、派遣先大学へ候補者として推薦されることであり、派遣先大学での受入れを保証するものではないことを理解すること。派遣先大学の事情によっては、受入れが許可されない場合もあることを理解すること。それにより、それまでに発生した留学準備にかかる費用は自己負担とする。また、候補者となった場合、指定の事前研修に必ず参加すること。
- 7 渡航前、渡航中、渡航後に何時でも国際交流課からの E-mail の受信確認や外務省（現地在外公館を含む）発出情報及び渡航先行政機関発出情報を確認できる PC 等の端末を携帯すること。特に国際交流課からの E-mail の受信確認は、必ず毎日行い、受信した場合には即時に返信すること。
- 8 派遣先大学が所在する国（地域）の治安悪化、感染症拡大等の状況によっては、本学が派遣の中止・延期または帰国命令をすることがある。学生の安全確保のため本学が決定・指示した場合には、必ず速やかに従うこと。また、本学の通告による留学中止・延期または帰国であっても、その際に発生する（した）費用は自己負担とする。なお、外国籍の学生に対しても、渡日を勧告する場合がある。
- 9 留学期間は、本学における 2 学期間であることを理解していること。
- 10 中途帰国した場合は、交換留学生に往復航空運賃相当額の一部補助として支給された奨学金の全額または半額を返還すること及び留学生在籍料の措置が受けられないことに同意すること。
- 11 派遣先大学で修得した単位については、所属学部・研究科で承認された場合のみ本学の単位として認められるものであることを理解していること。
- 12 留学が終了する学期末で卒業を希望する場合、交換留学プログラム終了後に発行される現地での成績証明書が、所属学部での単位認定のための書類提出期限に間に合わず、結果として卒業延期となってしまう可能性があることを理解していること。
- 13 留学中に本学を卒業することはできないこと、その他学修計画について、所属学部（教務課等）と事前に連携をとることを理解していること。
- 14 渡航手続、危機管理サポートサービス加入及び海外旅行保険の案内に使用するため、申込時に記入・入力された個人情報等を以下の企業等へ提供することに同意すること。
 - ① 大学が指定する旅行代理店
 - ② 大学が指定する危機管理サポートサービスの提供元
 - ③ 大学が指定する保険代理店
- 15 本誓約書に記載されていないその他の事項については、本学の指示に従うこと。

交換留学生候補者選出後の必要な手続きに関する事項

- 16 留学に必要な手続き（派遣先大学に提出する各種書類等の作成、パスポート及びビザの取得、航空券の手配、留学費用の支払い、住居の手配）は、派遣先大学または本学の指示に従い、自らの責任において行うこと。
- 17 協定校からの受入れ許可通知受領後は、留学に必要な学内諸手続き（所属学部・研究科における留学手続き、各種奨学金受給に関する手続き、その他資格課程に関する手続等）について責任をもって確認し、期限内に行うことに同意すること。
- 18 留学にあたっては、出発日から帰国日を期限とする本学指定の海外旅行傷害保険及び本学が指定する危機管理システムに加入し、留学期間中は自己の健康管理及び安全管理に十分注意すること。また、本学指定の海外旅行傷害保険に加入した場合であっても、派遣先国・大学から現地保険に加入することを求められた場合は、双方の保険に加入すること。

- 19 危機管理のため、本学と連絡が取れるよう出発日から日本帰着日まで常に日本からの着信及び日本への発信ができるよう携帯電話を手配し、その電話番号を本学に報告すること。また、父母等家族との間で、派遣期間中の緊急時に即時に連絡が取れる方法予め確定し、共有しておくこと。

留学期間中に関する事項

- 20 留学期間中は、毎月、国際交流課が定める方法（E-mail 等）にて近況を報告すること。
- 21 留学先大学が定める規則に従い、留学先の国の法律を遵守し習慣を尊重すること。但し、留学先の国の法律で認められている場合であっても、20 歳未満の学生は飲酒や喫煙をしないこと。また、指導教員、担当者等の指示に従い、滞在国・地域の公序良俗に反することがないように注意すること。薬物・武器・模造品の購入・所持や使用については、派遣先の国・地域で適用される法令のみならず、日本国の法令で禁止されているものについても行わないこと。
- 22 留学期間中、本学の学則が定める諸規程に従うこと。
- 23 留学先では安全に心がけて行動すること。留学期間中においては、自動車、オートバイ等高速で移動するあらゆる乗り物の運転は絶対に行わないこと。また、危険なスポーツ（スカイダイビング・バンジージャンプ等）は絶対に行わないこと。
- 24 留学中に派遣先大学のある都市を離れる場合は所定の方法で事前に本部学務部国際交流課の許可を得ること。
- 25 留学期間中、不慮の事故により生じた損害及び自己の故意、過失により生じた損害については、派遣先大学及び本大学は一切の責任を負わず、損害を与えた当該の者が負担することを承知すること。また、これらの行為により研修先大学及び本学に損害を与えた場合は、その責任を負うこと。
- 26 留学先において疾病に罹患又は受傷した場合、現地の法令及び医療体制に従い治療を受けること。
- 27 やむを得ない事情で留学期間中に帰国しなければならなくなった場合は、事前に国際交流課に連絡し承諾を得ること。
- 28 留学にかかる帰国指示等、大学の決定には必ず従うこと。指示に従わない場合、留学資格一切を取り消すものとする。

留学期間終了後に関する事項

- 29 派遣先大学の学期終了後は、必ず 7 日以内に帰国し、1 か月以内に大学に報告書、及び現地発行の成績証明書を提出すること。
- 30 本学が発行する刊行物や主催するイベント等へ協力すること（ホームページに公表する体験談執筆、留学説明会におけるサポート、体験談発表等）

年 月 日

参加者氏名 _____ 印

保証人氏名 _____ 印

※必ず参加者及び保証人各々が署名・押印してください。なお、参加者と保証人の印は異なるものを使用してください。
同一かどうかの判別がしにくい印は使用しないでください。
※必ず誓約書の 1 枚目とともに提出願います。